

農業委員会第18回総会議事録

1. 日 時 令和3年12月14日（火）午前9時30分～午前11時05分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

3. 出席委員（19人）

会長	堀田 長久	会長職務代理者	鈴木 秀		
1 番	田中 恒司	2 番	長谷 康郎	4 番	佐々木 平
5 番	小菅 武次	7 番	飯田 秀治	8 番	辻 望
9 番	加藤 三久	10 番	小林 伸康	11 番	大石 徹也
12 番	平子 伸	13 番	稲田 利幹	14 番	上田 みね子
15 番	近藤 啓子	16 番	大野 久美子	17 番	三田 久憲
18 番	豊田 栄美子	19 番	望月 広志		

4. 欠席委員（0人）

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長，小林農地GL，森田，田吹
農林水産課農政G 武内

6. 議事日程

開会

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（地上権）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第6号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について

第7号議案 農用地利用集積計画について

報告事項1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項2号 使用貸借契約の解約について

報告事項3号 農地法第3条の規定による届出について（相続等届出）

報告事項4号 農地法第4条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項5号 農地法第5条の規定による届出について（専決処理分・所有権）

報告事項6号 農地法第5条の規定による届出について（専決処理分・貸借権）

報告事項7号 非農地証明願について（市証明）

報告事項8号 時効取得による移転について

報告事項9号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第18回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長にお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第18回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を第19番望月広志様、議席番号1番田中恒司様にお願い申し上げます。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、4の85番は、譲受人は、利用農地5,050㎡を耕作されています。今回の申請地面積は561㎡で、併せて5,611㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴40年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴40年が1名です。通作距離は約10mです。必要な農作業について、年間約150日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、5の86番は、譲受人は、利用農地7,891.87㎡を耕作されています。今回の申請地面積は289㎡で、併せて8,180.87㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜、芝を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機を各2台、農用自動車を1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴30年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴25年が1名です。通作距離は約10mです。必要な農作業について、年間約300日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、10の81番は、譲受人は、利用農地5,775㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,859㎡で、併せて7,634㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、果実を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、農用自動車を各1台リースで、耕うん機、コンバインを各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴7年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴7年が1名です。臨時雇用労働力は、経歴5年、3年が各1名です。通作時間は徒歩で約5分です。必要な農作業について、年間365日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、10の82番は、譲受人は、利用農地6,542㎡を耕作されています。今回の申請地面積は4,503㎡ですが、全て5名の共有名義です。その内1名は譲受人と同一世帯であり、譲渡人の外4名の持分を全て譲受人に移転する申請である為、利用農地の変更はなく、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、田植機、コンバインを各1台リースで、耕うん機、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴42年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴60年が1名です。通作距離は約2kmです。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、11の80番は、譲受人は、利用農地887,308.89㎡を耕作されています。今回の申請地面積は7,743㎡で、併せて895,051.89㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、小麦、大豆を栽培するとの申請です。機械につきましては、田植機を1台、トラクターを8台、コンバインを2台、乾燥機、農用自動車を各5台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴38年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴28年が1名です。通作距離は約0.8kmです。必要な農作業について、年間約230日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、12の79番は、譲受人は、利用農地21,865.61㎡を耕作されています。今回の申請地面積は192㎡で、併せて22,057.61㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴20年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴1年が2名、50年、20年が各1名です。通作時間は車で約5分です。必要な農作業について、年間約120日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、19の83番は、譲受人は、利用農地17,992㎡を耕作されています。今回の申請地面積は15,442㎡で、同一世帯内での所有権移転のため経営面積に変更はなく、耕作放棄地等はありません。取得後は、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機、トラクター、動力噴霧器を各1台、農用自動車を5台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴36年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴46年が2名です。申請地は自宅の隣地のため通作時間は掛かりません。必要な農作業について、年間約300日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上7件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第1号議案は、承認といたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の地上権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の地上権について説明いたします。

21の10番は、後に説明します第5号議案農地法第5条の規定による許可申請の貸借権、21の62番の営農型太陽光パネル設置用地の地上権の設定のための申請です。地上権等の設定に伴う農地法第3条第1項の許可につきましては、農地法第3条第2項ただし書の規定により、同項各号の要件は満たす必要はありませんが、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。今回の申請は、地上権設定の妨げとなる権利を有する所有権者と連名でされていますので問題ありません。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第2号議案は承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

17の14番は、個人住宅用地の一部として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから東へ約1,350mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は既存の追認であり問題ありません。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続。雨水は既設水路へ放流します。周囲は既設コンクリートブロック及び新たに小堤を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（堀田会長）

別段無いようでございますので、第3号議案は承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1の92番は、隣接製造業者のための資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから西へ約1,080mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、12月10日に現地確認を実施しております。

続きまして、3の86番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、加佐登地区市民センターから南へ約430mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、既設道路側溝へ放流します。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、4の90番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、牧田地区市民センターから北へ約550mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、9の94番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、神戸コミュニティセンターから北西へ約950mに位置し、教育・文化施設を中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設排水路へ放流します。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の85番は、隣接板金工事業者のための駐車場兼資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、中瀬古駅から北東へ約740mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリ

ートブロックが設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の88番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、中瀬古駅から北西へ約780mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンス及び土羽を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、16の93番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、徳田駅から東へ約580mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の91番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから北西へ約850mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23の84番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから東へ約1740mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上9件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

辻委員

4-90番の案件につきまして、事務局の説明では、地区委員会の審査を受けて何ら支障ないとの報告を受けておりますとのことでしたが、牧田地区委員会からは意見書が出ていると思います。時間をいただいて読ませていただきます。「地権者の承諾を得ずに素掘水路の敷設を計画していたこと、地元関係者や隣接者への説明がなされていなかったこと、許可を受けようとしている土地の水はけが悪いことから雨水・湧水の

流出が懸念されることなど、多くの問題がある。地域住民および地権者・耕作者に対し、個別訪問等により対面説明を実施するとともに、関係者の不信感を解消し、地元の理解を得るべきである。」という意見書が出ていると思いますが、昨日、牧田地区委員会の会長に電話をしまして、その後の施主、施工業者等から地元の方に説明をしたという報告がありましたか、ということを確認したのですが、未だもらってないということです。こういう意見書が出ているのに、地区委員会の審査で何ら問題ないというのは、どういう判断でされたのですか。

事務局

地権者の承諾を得ずに素掘水路の計画をとということですけど、事業者からは、素掘りの計画案は同意を受けていたというように聞いております。ただ、それに関しましては、地権者さんが同意していないと、言った、言わんという話にもなってきます。素掘りの計画自体は、実際行わないとのこと。雨水は自然浸透ということに計画を変更しておりますので、そのことに関しましては、問題はないと考えております。

また、地元関係者への説明がなされていない点に関しまして、事業者へ確認しましたところ、手紙で事業を行う旨を通知しています。対面による説明は確かに行っていないとの聞き取りは行っております。事務局としましては、事業の説明の方法までは決まっていないと考えております。手紙や対面といった方法については定めがありませんので、手紙を送ることについても事業説明にあたると考えております。また、事業説明を行っているかどうかについては、法的に必要な事例ということではありません。同意に関しまして、過去には隣接者の同意が取り扱いにはあったということですが、平成 22 年頃にそういったものは撤廃だという通達が出ております。三重県内をあたりまして同意というのは必須でないということですので、同意がなされていなくても書類上は進めていくものと考えております。

辻委員

申請書類が、法上の計画事項がなく通っていったととれますが、施行者が出されている計画書の中に、関係者・申請者に対して説明は済んでいます。農業委員の名前も書かれていますが、この方にお聞きしたら、挨拶だけで具体的な話は少しもされなかったと言われています。

各地区の農業委員さんにも関係することだと思いますが、事務局から案件を各地区委員会へ下されたときに、地区委員会としては、この案件は承認できないと回答することはできないのですか。

事務局

地区委員会から承諾、許可といった意見というのは考えておりません。

辻委員

牧田地区委員会としては、そういうことであれば、案件を回さないでほしいとの声も出ているのですが、地区に下すというのは、どういうことを目的に下しているのですか。

事務局

地区へ意見を求めているのは、例えば、こちらの道路は狭いので、違う方から工事に入ってほしいとか、そういったことは、図面上では分かりませんので、地元として分かる情報をご提供いただきたいと。それは法律上の問題ということではなく、地元としての意見ということで、許可する、しないといった判断の意見を出してもらうとは考えておりません。

辻委員

この案件の許可する、しないは、この農業委員会で決めるのですが、今読み上げたのが地区の意見ですが、法的には問題ないので、意見があったというだけで済んでいくということですか。

事務局

意見につきましては、事業者伝えております。

辻委員

今回のこの意見につきましては、事業者の説明していただきましたか。

事務局

説明させていただいております。

辻委員

その回答を教えてください。

事務局

行政書士にお伝えし、行政書士から事業者伝えていただくと聞いております。

辻委員

行政書士というより、施主から地元の農業委員会に対して連絡していただくのが筋と違いますか。こういうような意見書をわざわざ地区から出しているのですから。

事務局

行政書士に対してですが、不信感があるという点が大きいということもお伝えしました。文書ということでそう思われたのもあるので、必ず工事に入る前には対面で事業説明を行うと聞いてはおりますが、対面での事業説明を行うよう再三伝えております。

辻委員

それが行政書士から工業者に伝わっているかどうか疑うところもありますが、こういうかたちで委員会で承認され工事に入った場合、隣接との排水でトラブルとなった場合は、事務局としてはどういう立場になるのですか。

事務局

まず事業概要どおりに行っていなければ、是正するように伝えます。事業概要どおりに行っていたとしても、雨水処理があるのであれば、どういったように影響が出ているのかを勘案して、何で対応できるのかを協議していくものだと考えております。

辻委員

太陽光パネルですので、素地に建てるだけですか。コンクリートやビニールシートは張らないのですか。

事務局

土の上に支柱を建て、草の維持管理をしていくと聞いております。

辻委員

このようなことで、地区の審査も滞りなくというのは当てはまらないと思います。地区の意見書は意見書として一度読み上げて、こういうのが出ていますが、法的には問題ないので、というようなかたちで報告してほしいと思います。

事務局

承知いたしました。

大石委員

辻さんがおっしゃっていることについては、地区のことは地区の委員が一番よく知っていると思います。だからそこで疑義があるということであれば、事務局としても丁寧に対応してあげるのが私はいいいのではないかと。一面識に法律上で対処するだけではなくて、地区委員も含めておっしゃっているのであれば、それを納得してないのに強引に進めるというのは、農業委員会に対しても不信感を抱くことにもなりかねないと思いますので、丁寧に現地へ出向いてもう一回話し合いをするとか、今後の対応のあり方を考えていただきたいと思います。

議長（堀田会長）

ありがとうございます。

こういう案件がありますと必ず地元へ戻します。地元へ戻しますと、地元で不都合があるかないかを検討します。それで不都合があるようなことがあれば、それを直してもらいような書類を提出してもらいというようなことで、私の考えでは地元優先でいきたいなど。それでなにか、この事業を敢行するにあたっては、地元の要望をクリアできるようなことをやってもらい書面をもらっておくというかたちで許可を与えるというような付帯を付けておくと。そういうかたちでどうでしょうね。

小菅委員

意見書出してそのように流されたら、意見書出てきませんよ。意見書は意見書でちゃんと掘り下げてやらないと、今度からは、地区のほうでも意見書を出したところだと、やめときましょとなってしまうよ。

辻委員

だから地区の委員さんは案件を回してこないでほしいと言われるわけです。何を書いても、法的には違法なことはありませんという考えで処理されたら、意見書には特になしと書いて出すという話もしてみえます。

大石委員

会長が地域のことはきちっと聞いてやらないといけないとおっしゃっているのだから、委員会としてもひと手間かかるかもしれないが。

辻委員

牧田地区からの意見書に対して文書でお答えをいただいて、牧田地区委員会が納得したという回答を得たら、委員会の案件として載せるのでは遅いのですか。何か時期的なものがあるのですか。1ヶ月遅れると支障があるのですか。そうでないと牧田地区委員会が意見を書いたままで終わりかとなりますので。

鈴木委員

今のやり取りを聞いていますと、文書でのやり取りをメインにしているように感じるので、理解の相違というのがお互いあると思います。牧田地区委員会の会長、ブロックの代表、事務局が顔を合わせてお互いが納得するような場を持ったらどうかと思いますがいかがでしょうか。

議長（堀田会長）

今、言われたように、太陽光の申請が上がってきますと、地元で説明会が行われます。説明会で要望などを伝えて、書面を作成して、地元の了解を得たとするのですが、今までの話を聞いていますと、いかななものかなと私も思います。この案件につきましても要望事項があるということであれば、事務局から要望に対する指導を行うということで。今回辻さんのブロックですが、上がってくるときに、辻さんは中に入ってみえないわけですか。

辻委員

入ってないです。この総会にかかる前に、牧田地区委員会から今月こういう案件があると意見書をいただくわけですが。これを知ったのは先週ですので、それはおかしいですねというので、こういうふうになってきたのですけど。文書を頂いて初めて私は知ります。

議長（堀田会長）

本来なら、農業委員としては、牧田地区と加佐登地区を統括していますので、上がってくるまでに内容の検討はなされないわけですか。

辻委員

加佐登地区はしていますが、牧田地区はしていません。

議長（堀田会長）

今後、そういう場合については、管轄地区の内容検討の中に入っていたきたいなと思います。

辻委員

地区委員会にかかって、問題がありそうな案件については、これから牧田地区委員会から連絡をいただいて参加するようにいたします。問題がありそうな場合には呼んでいただくよう要請します。

議長（堀田会長）

そういうことでお願いしたいと思います。

辻委員

私が参加したから、意見は変わることはございません。地元の意見ですので。私はただ参加してお聞きすることになると思うのですが。

議長（堀田会長）

この案件ですけど、今、要望書をいただいているということですね。要望に対して回答がないということが今の状況ですね。ここへ上がっている以上、承認といたしたいと思うのですが、要望については後日文書で出していただくということではいけませんか。

辻委員

それで結構です。

議長（堀田会長）

今後は、こういう要望や意見が出た場合は、総会に上がるまでに回答を得て、総会にかけるということにしたいと思います。

辻委員

それであればいいと思います。

議長（堀田会長）

辻さんから色々言っていて、皆さんも聞いてもらってお分かりいただいたと思いますが、色んな問題が出ると思います。色んな問題は各地区でクリアしていただくと。これが第一条件。そのときに各地区の最適化推進委員が頭になっていると思います。そのあたりのコミュニケーションをとっていただいて、これはどうなんやと、書類をもらっておかなければあかんなどというところまでやって、総会へかけていただくと。ですから、地元で上がってきた地元のところから意見が出ることがないように書類を整えていただくようなかたちで、上げていただくということにしたいと思います。そういうことで、これの承認よろしいでしょうか。

小林委員

一つ質問してよろしいでしょうか。地区委員会がこういった案件を審査するのを拒否した場合、どうすればいいですか。

議長（堀田会長）

地区委員会が審査しないということになりましても、太陽光の業者は申請を上げてくると思います。申請を拒否するということは行政としてできませんので、太陽光は審査しないというのではなく、太陽光が来ても支障がないようにちゃんとやってくれというのが、最適化推進委員と農業委員の仕事だと思います。

小林委員

疑義が生じた場合、対応してくれないので審査を拒否しますと書かれた場合どうするのですか。

事務局

地区委員会で審査いただけるような話し合いをさせていただく必要があります。当然、申請者にも誠意を見せていただかなければなりませんし、事務局としましては、

地区の意見を伝えさせていただく必要があります。

小林委員

そうすると、今、話し合いができていない状況になるのですが。

事務局

今回の案件につきましては、法律上の許可基準は満たしているということで、事務局としましては、総会の議案としては上げさせていただかないといけません。当然、事業者へは、総会でのご意見、地区からいただいたご意見を申請者へ伝えさせていただいて、誠意ある対応をしていただく必要があるということを伝えさせていただきたい。そういった上で事業を進めていただくべきだと考えています。

小林委員

地区委員会としては、誠意ある対応をしてもらってない状態で進んでいったいいのですか。

事務局

地元との合意形成は必要なことだと思いますので、行政として同意を求めるということではできませんが、合意形成を図っていただくことは必要ですので、総会で承認をいただいたうえで、総会で出された意見を伝えて、真摯に対応いただくよう努めさせていただきます。

小林委員

願うところまででいいのですね。

事務局

農業委員会に出された申請ですので、それ以上のことは、現状の法律上、行き過ぎた行政指導になるのかなと考えております。

辻委員

牧田地区委員会としては、初め承諾できないと出したのですが、事務局のほうから、その言い回しはおかしいと言われ、地元の理解を得るべきと書き直して出したとのことです。地元は承諾できないと言っているのを事務局へ上げるほうが、地区委員会の考え方がよく伝わると思います。関係者の不信感を解消し、地元の理解を得るべきであるというような回りくどい言い方を書かずに、いいか悪いか、白か黒かの書き方で地区の意見書として上げて私もいいと思います。それはダメなのですか。

議長（堀田会長）

色々と意見が出ておりましたが、原則として地元でコンセンサスをとっていただいで上げていただくということでございます。今回の案件は意見書に対して回答をもらってないということでございますが、回答を業者から地元へ出していただくということでご承認いただきたいと思いますのですがどうでしょうか。

第4号議案といたしましては、この意見も含めまして承認とさせていただきます。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、1の59番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから西へ約240mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、3の64番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、加佐登地区市民センターから西へ約1,130mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書及び融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、4の61番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、牧田地区市民センターから北へ約540mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、10の63番は、近隣建設者のための仮設事務所及び資材置場兼駐車場用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は約4カ月間です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、長太ノ浦駅から北東へ約760mに位置し、駅を中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は土嚢を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。また、農地復元誓約書が提出されており、事業完了後に整地し現況通り復元することを確認しております。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、12月10日に現地確認を実施しております。

続きまして、16の58番は、個人住宅用地の一部（駐車場用地）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、天名地区市民センターから北へ約210mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は既存の追認であり問題あり

ません。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率 22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続。雨水は自然浸透及び既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロック及び小堤を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、19 の 65 番は、隣接土木建築業者のための資材置場用地の一部として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 1 種農地です。判断基準は、久間田地区市民センターから南東へ約 1,320m に位置し、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡張に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は土留を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは 1,000 ㎡を超える案件の為、12 月 10 日に現地確認を実施しております。

続きまして、21 の 62 番は、営農型太陽光パネル設置用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は許可日より 3 年間です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。農用地区域内農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は設置に加え撤去費用も含めた金額を、通帳の写しにて確認しています。面積について、営農型太陽光発電事業ではパネル支柱部分のみが転用敷地となり、必要最小限の計画となっております。パネル下部農地については土地所有者がキクラゲを栽培する旨の営農計画書が提出されています。また、知見を有するものとして、全国で営農型太陽光発電の実地調査・影響実証を行っている法人から適切な営農がなされる見込みがある旨の意見書も併せて提出されています。雨水は自然浸透で、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23 の 60 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから北西へ約 590m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上 8 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

辻委員

4-61 番ですが、これも先ほどの案件と一緒に、排水路の問題があるということで地

区委員会から意見書が出されています。今後の取り扱いとしては、地元へ施工業者から対処しますという文書を出してもらうということによろしいですか。そういう指導をしていただけますか。

事務局

先ほどの案件と同様の対応をさせていただきます。

議長（堀田会長）

他にご意見がないようでございますので、第5号議案は承認いたします。

続きまして、第6号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農地法第5条の許可申請の規定による許可申請の事業計画承認申請について説明いたします。

16の3番は、工場用地として令和元年5月15日付け第9-5号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。今回の申請は、当初の申請地の一部分において、事業計画で進出を予定していた企業が変更されたことに伴い、当該区画の土地利用計画も併せて変更となり、また譲受人も変更されたため、事業計画変更承認申請がありました。事業の目的は前回許可内容と変更ありません。資金は残高証明書を確認しております。土地造成は切土及び盛土して整地。取水は上水道、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水とともに調整池に集水し、流量調整後南側の水路へ放流します。周囲はL型擁壁、U字側溝を設置するため、周辺農地への支障はなく、被害防除については前回の内容と同等であると考えています。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第6号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（堀田会長）

別段無いようでございますので、第6号議案は承認いたします。

続きまして、第7号議案 農用地利用集積計画についてでございますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第7号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

計画書8ページ目33番は、河曲地区で米25kgの物納です。

続きまして計画書10ページ目46番から52番は一ノ宮地区です。46番から48番は、米50kgの物納です。49番は、使用貸借と米35kgの物納です。50

番は、米 30 k g の物納です。51 番は、米 20 k g と 35 k g の物納です。52 番は、米 20 k g と 50 k g の物納です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、承認いたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第 7 号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

続きまして計画書 1 ページ目 1 番から 6 番は、国府地区です。1 番及び 2 番は、使用貸借です。3 番は、3 筆合計で 15,000 円の金納です。4 番は、米 30 k g 相当の金納です。5 番は、米 30 k g の物納です。6 番は、1 筆で米 360 k g の物納です。

2 ページ目 7 番から 3 ページ目 16 番は、庄野地区です。7 番から 12 番は、使用貸借です。13 番は、10,000 円の金納です。14 番から 16 番は、米 15 k g の物納です。

4 ページ 17 番から 24 番は、加佐登地区です。17 番から 22 番は、使用貸借です。23 番は、20,000 円の金納です。24 番は、2 筆合計で米 60 k g の物納です。

5 ページ目 25 番は、牧田地区で米 60 k g の物納です。

6 ページ目 26 番から 31 番は、石薬師地区です。26 番から 28 番は、使用貸借です。29 番は、10,000 円の金納です。30 番は、2 筆合計で米 20 k g の物納です。31 番は、米 20 k g の物納です。

7 ページ目 32 番は、白子地区で米 15 k g の物納です。

8 ページ目 34 番から 9 ページ目 45 番は、河曲地区です。34 番から 37 番は、使用貸借です。38 番は、3,000 円の金納です。39 番は、5,000 円の金納です。40 番は、米 60 k g 相当の金納です。41 番は、米 15 k g の物納です。42 番から 45 番は、米 60 k g の物納です。

11 ページ目 53 番から 13 ページ目 73 番は、一ノ宮地区です。53 番は、米 10 k g と 50 k g 相当の金納です。54 番は、米 10 k g と 25 k g 50 k g の物納です。55 番は、米 10 k g の物納です。56 番及び 57 番は、米 25 k g の物納です。58 番から 60 番は、米 30 k g の物納です。61 番から 63 番は、米 35 k g の物納です。64 番から 67 番は、米 50 k g の物納です。68 番及び 69 番は、米

25kgと35kgの物納です。70番及び71番は、米25kgと50kgの物納です。72番及び73番は、米25kgと35kgと50kgの物納です。

14ページ目74番から15ページ目82番は、箕田地区です。74番は、使用貸借です。75番は、使用貸借と米35kgの物納です。76番は、米25kgの物納です。77番は、米30kgの物納です。78番は、米35kgの物納です。79番は、米50kgの物納です。80番及び81番は、米60kgの物納です。82番は、米25kgと35kgと50kgの物納です。

16ページ目83番から18ページ目91番は、玉垣地区です。83番から86番は、米60kgの物納です。87番は、中間管理機構を通した5,000円と7,000円の金納です。88番は、中間管理機構を通した使用貸借と米10kgと35kgの物納です。89番及び90番は、中間管理機構を通した米25kgと35kgの物納です。91番は、中間管理機構を通した米50kgの物納です。

19ページ目92番から95番は、若松地区です。92番は、使用貸借と米35kgの物納です。93番は、米25kg相当の金納です。94番及び95番は、米35kgの物納です。

20ページ目96番は、栄地区で中間管理機構を通した米30kg相当の金納です。

21ページ目97番から100番は、天名地区で米30kg相当の金納です。

22ページ目101番から23ページ目109番は、合川地区です。101番から103番は、使用貸借です。104番から108番は、米30kgの物納です。109番は、米25kgと35kgの物納です。

24ページ目110番は、井田川地区で10,000円の金納です。

25ページ目111番から114番は、久間田地区で10,000円の金納です。

26ページ目115番から117番は、椿地区です。115番は、使用貸借です。116番は、10,000円の金納です。117番は、7筆合計で200,000円の金納です。

27ページ目118番から120番は、深伊沢地区です。118番は、米25kgと50kgの物納です。119番は、1筆30,000円の金納です。120番は、75,000円の金納です。

28ページ目121番から123番は、庄内地区で使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第7号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（堀田会長）

別段無いようでございますので、第7号議案は、承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項1から9につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項1から9の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

議長（堀田会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。